

第5回 県有林林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 書

公 売 公 告

県有林産物第5回(10月)一般公売を次により林務環境事務所長が執行しますので現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 10月18日 (火)	韭崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階401会議室	中北林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 10月19日 (水)	甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎 103会議室	峡東林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 10月20日 (木)	西八代郡市川三郷町 高田111-1西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 10月21日 (金)	都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎 3階第4会議室	富士・東部林務 環境事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092
峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724
峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187
富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815
* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

5 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」及び「その他不用品の買入(15-12)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金
原則、免除します。

7 入札
消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金
原則、免除します。

9 契約締結期限
落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限
契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納
認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札
認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札
この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札
初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項
入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、地方自治法施行令、山梨県財務規則、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書、平成19年3月30付け県有第1280号森林環境部長通知「県有林立木売払に対する被害防止対策について」を遵守してください。

16 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

平成28年10月1日

別 記

代 金 延 納 要 領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4 箇 月 以内た だし1 千立 方 以 上 を 売 り 払 う と き は 8 箇 月 以 内	① 利付国債 ② その他政府の保証のある債券 ③ 銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	① 1.00% ② 14.60% (違約金) ③ 14.60%
素材	1件の売り払い代金が20万円以上になる時	3 箇 月 以内		

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

林務環境事務所長
殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

Ⓔ

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第5回 (10月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	
中北	101	北杜市 富岡	526-1 は4外	1.32	ひのき	用材	12-14	7	0.56	搬出期間 6ヶ月	
						〃	16-20	24	4.40		
						〃	22-28	47	17.91		
						〃	30-54	94	74.93		
						〃	56-	1	2.40		
					ひのき小計			173	100.20		
					あかまつ	用材	10-28	6	1.98		54年生,55年生 一般林 (公売条件) 1 林地の保全に十分配慮し、必要に応じて措置を講ずること。 2 末木枝条については、伐採区域全体において分散処理すること。 3 集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。
						〃	30-54	79	104.63		
						〃	56-	9	24.22		
					あかまつ小計			94	130.83		
					からまつ	用材	10-28	2	0.78		
							30-54	44	59.28		
						〃	56-	1	2.53		
					からまつ小計			47	62.59		
					とうひ	用材	30-54	1	1.14		
					とうひ小計			1	1.14		
					くり	用材	16-20	12	1.52		
						〃	22-54	15	5.40		
						くり小計			27	6.92	
					ほおのき	用材	22-54	1	0.54		
					きはだ小計			1	0.54		
					みずき	用材	16-20	2	0.20		
						〃	22-54	5	1.43		
						みずき小計			7	1.63	
					なら類	用材	20-30	32	8.10	(調査方法) 樹種、材積は毎木調査法による。	
						〃	32-54	13	8.94		
						〃	56-	2	3.89		
					なら類小計			47	20.93		
					とち類	用材	20-30	27	7.18		
						〃	32-54	12	8.20		
						〃	56-	1	2.66		
					とち類小計			40	18.04		
小径木(針)	チップ等		79	24.75							
小径木(広)	チップ等		242	26.00							
小径木小計			321	50.75							
計			758	393.57							

第5回 (10月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考	
中北	102	北杜市 萱ヶ嶽	582 と5	2.17	あかまつ	用材	10-28	38	19.93	搬出期間 12ヶ月 一般林 水源かん養保安林 63年生 (公売条件) 1 林地の保全に十分配慮し、必要に応じて措置を講ずること。 2 末木枝条については、伐採区域全体において分散処理すること。 3 集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 (調査方法) 樹種、材積は毎木調査法による。	
						〃	30-54	260	327.78		
					あかまつ小計				298		347.71
					からまつ	用材	10-28	893	348.82		
						〃	30-54	202	181.72		
					からまつ小計				1,095		530.54
					くり	用材	22-54	2	2.28		
						くり小計					2
					みずき	用材	16-20	8	1.15		
						〃	22-54	2	0.72		
					みずき小計				10		1.87
					ほおのき	用材	16-20	1	0.17		
						ほおのき小計					1
					なら類	用材	20-30	13	4.78		
						〃	32-54	11	9.53		
					なら類小計				24		14.31
					とち類	用材	20-30	6	2.06		
とち類小計				6		2.06					
小径木(針)	チップ等			191	52.93						
小径木(広)	チップ等			681	27.72						
小径木小計				872	80.65						
計					2,308	979.59					

第5回 (10月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考
峡東	202	甲州市 塩山牛奥 牛奥山	82 ぬ2	1.34	すぎ	用材	16～20	1	0.19	10ヶ月 水源かん養保安林 ぬ2 57年生人工林 り3 47年生人工林 ぬ2は、皆伐100% り3は、列状間伐33% (本数率) (公売条件) 1 伐倒木等の流出防 止、伐採法面の崩落 防止、表土の流出防 止等、林地保全に十 分配慮し、必要に応 じて対策等を講ずる こと。 2 残存する末木枝条 については、伐採区 域内全体において分 散処分すること。 3 既設作業路を使 用する場合は、関係 機関に必要な手続き を行うこと。 4 集材搬出路新設 については、林務環 境事務所と協議する こと。 (調査方法) 82ぬ2;樹種、材積 は、全林毎木調査 法による。 82り2;樹種、材積 は、標準地調査に よる。
						〃	22～28	2	0.99	
						〃	30～54	15	15.87	
						小計		18	17.05	
					ひのき	用材	12～14	13	1.43	
						〃	16～20	220	48.90	
						〃	22～28	534	228.00	
						〃	30～54	276	218.46	
					小計		1,043	496.79		
					あかまつ	用材	12～28	5	2.72	
		〃	30～54	50		53.43				
		小計		55		56.15				
		からまつ	用材	12～28	22	7.62				
			〃	30～54	13	12.82				
			小計		35	20.44				
		もみ	〃	30～54	1	0.75				
			小計		1	0.75				
		なら類	〃	30～54	1	1.15				
			小計		1	1.15				
		小径木(針)	チップ等		147	46.58				
小径木(広)	チップ等		19	0.73						
計			1,319	639.64						
甲州市 塩山牛奥 牛奥山	82 り3	0.77 (間伐)	ひのき	用材	16～20	40	7.46			
				〃	22～28	179	59.11			
				〃	30～54	38	21.40			
				小計		257	87.97			
			小径木(針)	チップ等		30	6.53			
			計			287	94.50			
合計				2.11				1,606	734.14	

第5回 (10月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積	搬出期間 備 考						
峡東	203	甲州市 勝沼町深沢 深沢山	86 ～1	2.35	ひのき	用材	12～14	36	2.53	12ヶ月 普通林 64年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 残存する末木枝条については、伐採区域内全体において分散処分すること。 3 既設林道を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。 4 一部、私有地と隣接しているため、作業にあたっては十分注意すること。 5 集材搬出路新設については、林務環境事務所と協議すること。 (調査方法) 樹種、材積はすべて標準地調査による。						
						〃	16～20	235	51.52							
						〃	22～28	253	97.43							
						〃	30～54	18	13.92							
							小計	542	165.40							
					あかまつ	用材	30～54	36	40.49							
							小計	36	40.49							
					からまつ	用材	12～28	416	170.65							
						〃	30～54	452	469.46							
							小計	868	640.11							
					小径木(針)	チップ等		343	56.40							
					小径木(広)	チップ等		542	26.39							
					合計				2.35					2,331	928.79	

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
峡南	303	身延町 長野	173 に3	2.16	すぎ	用材	12~14	1	0.11	15ヶ月 一般林 水源かん養保安林 64年生人工林 (販売条件) 1 林地の保全に十分配慮し、必要に応じて措置を講ずること。 2 端材・末木枝条については、土場周囲などに集積することなく、伐採区域全体において分散処理すること。 3 通行車両の安全対策に万全を期すとともに、通行の妨げとならないよう注意すること。 4 集材搬出路、集積、造材作業箇所等については、林務環境事務所と協議すること。 (調査方法) 樹種、材積は全林毎木調査による。
						〃	16~20	27	6.66	
						〃	22~28	285	142.07	
						〃	30~54	994	1,137.48	
						〃	56~	33	90.83	
							小計	1,340	1,377.15	
					ひのき	用材	6~10	1	0.03	
						〃	12~14	5	0.57	
						〃	16~20	37	8.11	
						〃	22~28	101	43.77	
						〃	30~54	65	53.43	
							小計	209	105.91	
					もみ	用材	30~54	1	0.62	
						〃	56~	2	6.58	
							小計	3	7.20	
					くり	用材	22~54	2	0.64	
							小計	2	0.64	
					小径木(針)	チップ等		73	64.59	
					小径木(広)	チップ等		68	4.10	
						計		2.16		
合計				2.16				1,695	1,559.59	

第5回 10月分

一 般 公 売 (立木)

所別	公告 番号	町 村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考		
峡南	304	南部町 内ヶ谷戸	188 ろ1	0.99 (皆伐)	すぎ	〃	16～20	2	0.47	14ヶ月 一般林 水源かん養保安林 77,47年生人工林 (販売条件) 1 林地の保全に十分配 慮し、必要に応じて措置 を講ずること。 2 端材・末木枝条につ いては、土場周囲などに 集積することなく、伐採区 域全体において分散処 理すること。 3 通行車両の安全対策 に万全を期すとともに、 通行の妨げとならないよ う注意すること。 4 索道設置、集材搬出 路、集積、造材作業箇所 等については、林務環境 事務所と協議すること。		
						〃	22～28	11	5.89			
						〃	30～54	93	118.75			
						小計		106	125.11			
					ひのき	用材	12～14	9	0.90			
						〃	16～20	114	27.12			
						〃	22～28	415	178.90			
						〃	30～54	360	270.12			
					小計		898	477.04				
					もみ	用材	56～	1	2.70			
						小計		1	2.70			
					なら類	用材	22～30	5	2.04			
						〃	32～54	1	0.40			
						小計		6	2.44			
					小径木(針)	チップ等		296	133.19			
					小径木(広)	チップ等		15	1.43			
					計		0.99				1,322	741.91
					188 ろ2	1.39 (皆伐)	すぎ	〃	16～20		5	1.40
								〃	22～28		57	30.48
								〃	30～54		288	342.40
								〃	56～		2	8.08
			小計				352	382.36				
			ひのき	用材			16～20	12	3.02			
				〃			22～28	56	29.29			
				〃			30～54	66	61.87			
				小計				134	94.18			
			もみ	用材			10～28	3	1.22			
				〃			30～54	6	3.55			
				小計				9	4.77			
			みずき類	用材			16～20	2	0.35			
				小計				2	0.35			
			小径木(針)	チップ等				129	93.19			
			小径木(広)	チップ等				17	3.09			
			計				1.39			643	577.94	
			188 ろ1	0.41 (列状 間伐)			ひのき	用材	16～20	6	1.50	
								〃	22～28	26	11.55	
								〃	30～54	19	16.76	
								小計		51	29.81	
					小径木(針)	チップ等		32	16.72			
			計		0.41			83	46.53			
			合計			2.79				2,048	1,366.38	(調査方法) 樹種、材積は全林毎木 調査による。

